

日行連発第 143 号
平成 26 年 5 月 8 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
第 一 業 務 部
部 長 矢 野 浩 司

産業廃棄物許可業者による一般廃棄物（家庭ごみ）の無許可回収の注意喚起について

今般、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部より、産業廃棄物（以下「産廃」という。）許可業者による一般廃棄物（家庭ごみ）の無許可回収についての周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

現在、産廃許可業者が一般廃棄物処理業の許可を得ず、産廃の許可番号を表示して、「不用品回収」と称し、一般家庭向けに、ごみ回収の宣伝をしているケースが全国的に多く見られます。これは一般廃棄物の無許可収集運搬にあたり、産廃許可の取り消し要件や、最高刑 5 年以下の懲役、3 億円以下の罰金の対象となりうる犯罪です。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部によりますと、一般廃棄物の収集の許可が必要であることを知らずに、産廃の新規・更新申請のみを行政書士に依頼し、結果として無許可で一般廃棄物の収集運搬を行っている業者もあるとのことでしたので、各単位会におかれましては、行政書士が違法行為に加担する事案が発生しないよう、顧客である業者の業務内容の把握に努めることについて、所属会員へ注意喚起を行っていただきたく、ご協力をお願いいたします。

制度の詳細につきましては、下記の環境省ホームページにてご確認ください。

なお、当該情報につきましては、日行連会員専用ホームページにも掲載予定ですので、ご承知おきください。

記

【環境省ホームページ】

○無許可回収業者に関する啓発チラシ（過去に配布したものも含む）

<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle.html>

（※参照：情報発信ツール一覧）

○無許可回収業者に関する Q&A コーナー

<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/qa.html>

ホームページ及びチラシ等に関するお問合せは、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室（03-5501-3153）まで

以 上